

令和4年2月

京都地方税機構議会定例会会議録

令和4年2月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和4年2月26日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程（第1号）	4
○	荒巻議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第4号議案	5
1	第4号議案、同意	6
1	第5号議案	6
1	第5号議案、同意	7
1	第1号議案から第3号議案	7
○	山崎広域連合長の提案理由説明	7
1	一般質問	
○	隅山卓夫議員の質問並びに山崎広域連合長及び山崎事務局長の答弁	8
○	山崎匡議員の質問並びに山崎広域連合長及び山崎事務局長の答弁	12
1	第1号議案から第3号議案（質疑・討論・採決）	
○	広垣栄治議員の質疑及び窪喜業務課長の答弁	18
○	山田千枝子議員の討論	19
○	上辻亨議員の討論	22
1	第1号議案から第3号議案、可決	23
○	荒巻議長閉会宣告	23

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議 決 結 果
第 1 号	令和 4 年度京都地方税機構一般会計予算	原 案 可 決
第 2 号	令和 3 年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決
第 3 号	京都地方税機構個人情報保護条例一部改正の件	原 案 可 決
第 4 号	副広域連合長の選任について同意を求める件	同 意
第 5 号	監査委員の選任について同意を求める件	同 意

○欠席議員（1名）

光 永 敦 彦 君

○議会事務局

議会事務局長

渡 邊 信

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山 崎 善 也

副広域連合長

山 添 藤 真

副広域連合長

古 川 博 規

事務局長

山 崎 隆 一

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

東 ひろみ

事務局業務課長

窪 喜 健 二

事務局法人税務課長

吉 村 安 代

事務局業務課参事

谷 垣 薫

事務局業務課参事

森 田 嘉 彦

事務局法人税務課参事

入 江 浩 二

第4号議案同意後、追加出席要求

副広域連合長

奥 田 敏 晴

議事日程（第1号）令和4年2月26日（土）午後2時00分開議

第1 諸報告

第2 議席指定の件

第3 会議録署名議員指名の件

第4 会期決定の件

第5 第4号議案

第6 第5号議案

第7 第1号議案から第3号議案まで（広域連合長説明）

第8 一般質問

第9 第1号議案から第3号議案まで（質疑・討論・採決）

以 上

○議長（荒巻隆三君） これより令和4年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。宮小路康文君、谷尻宣雄君、篠塚信太郎君の議員任期満了に伴い、長岡京市議会から広垣栄治君、南丹市議会から前田義明君、京丹波町議会から隅山卓夫君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告7件及び定期監査結果報告が提出され、定期監査結果報告については、さきに送付しておきましたので、お調べをお願いします。

また、例月出納検査の結果報告は、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧をお願いします。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧をお願いします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました広垣栄治君ほか2名の議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から乾秀子君及び松本俊清君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第5、第4号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。渡邊議会事務局長。

〔渡邊議会事務局長朗読〕

第4号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

令和4年2月26日提出

京都地方税機構
広域連合長 山崎 善也

記

奥 田 敏 晴

○議長（荒巻隆三君） お諮りいたします。ただいま議題となっております第4号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。

それでは、奥田敏晴君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、奥田敏晴君の副広域連合長選任に同意することに決定いたしました。

この際、奥田副広域連合長に対して、出席要求理事者として出席を求めることといたします。

〔副広域連合長奥田敏晴君入場〕

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第6、第5号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。渡邊議会事務局長。

〔渡邊議会事務局長朗読〕

第5号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

令和4年2月26日提出

京都地方税機構
広域連合長 山崎 善也

記

山 中 一 成

○議長（荒巻隆三君） お諮りいたします。ただいま議題となっております第5号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、関係議員は除斥することとなっておりますので、山中一成君の退場を求めます。

〔山中一成君退場〕

○議長（荒巻隆三君） それでは、山中一成君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、山中一成君の監査委員選任に同意することに決定いたしました。

〔山中一成君入場〕

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第7「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日、ここに令和4年2月京都地方税機構議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、また、土曜日にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

議案説明に先立ち、御挨拶を申し上げます。

去る2月8日に執行されました任期満了に伴う広域連合長選挙におきまして、構成団体の長の皆様の御推挙と総意により、再度、連合長の重責を担わせていただくことになりました。

当機構は、設立から13年目を迎えますが、この2年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた住民、事業者の皆様や医療現場の第一線で働く医療従事者の皆様の御協力、御奮闘の中で、機構においては、コロナ禍で納税が困難になった人に対し、より丁寧な説明と状況把握に努めてまいりました。

業務を進めるに当たり御協力等をいただいております、議員の皆様をはじめ、関係者各位には、心から感謝を申し上げます。

コロナ禍の状況は、当面は続くかと思われまじし、また、自治体情報システムの標準化・共通化などといった税を取り巻く環境も、大きく変わろうとしているところですが、当機構は、引き続き、構成団体と十分な連携と共助を図りながら、納税者の利便性の向上や公平・公正な税務行政に資する取組を進めていきたいと考えております。

連合長として全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様をはじめ、関係各位のお力添え

を心からお願い申し上げます。

それでは、今回提案させていただいております各議案につきまして、一括して順次、御説明申し上げます。

まず、第1号議案「令和4年度京都地方税機構一般会計予算」であります。

本予算案には、滞納整理業務及び法人関係税課税事務、自動車関係税申告書等受付事務、償却資産に係る固定資産税課税事務の業務執行に要する経費、並びに課税事務共同化の推進に要する経費を計上しております。

令和4年度の歳入歳出予算総額は23億3,280万円となり、歳入は各構成団体からの負担金収入等となっております。

歳出の主なものとして、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に15億5,250万円、業務運営費に7億8,030万円を計上しております。

次に、第2号議案「令和3年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」であります。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ2億3,816万円増額し、予算総額を25億4,577万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等について、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものを増額するものでございます。

次に、第3号議案「京都地方税機構個人情報保護条例一部改正の件」であります。

本議案は、個人情報の保護に関する法律の法改正が令和4年4月1日から施行されることに伴い、当条例において引用する条項の所要の改正を行うものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第8「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、隅山卓夫君に発言を許します。隅山卓夫君。

〔隅山卓夫君登壇〕

○隅山卓夫君 ただいま議長より発言の許可を賜りました、議席番号30番、京丹波町議会選出の隅山卓夫でございます。昨年11月に当機構の議員に選出をされ、今回が最初の機構議会となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

ロシア軍がウクライナに軍事侵攻、またもや世界を震撼させる最悪の事態が発生をしたところでございます。第二次大戦後、長年かけて築かれた世界秩序に対する挑戦と報道にありますように、人々の命や暮らしが脅かされております。一刻も早く平和が取り戻されることを願うしかありません。

足元では、新型コロナウイルス変異株オミクロンの感染が急拡大をいたしております。まずは感染防止の取組に御奮闘、御協力いただいております医療従事者をはじめとする関係各位の皆様には、心から感謝を申し上げたいと思います。

今後も気が許せない状況が続くものとは思いますが、住民の皆様にはマスクの着用、手指消毒、飲食時等の新たなマナーの遂行、体調の管理など、基本的なことを徹底していただく

など、エッセンシャルワーカーをはじめとする事業者の方々には、従業員に対しても様々な感染防止対策を講じることで業務を行っていただくことができるよう、広く御協力をお願いするものであります。

それでは、通告書に基づきまして、コロナ禍での徴収業務につきまして質問をいたします。

1点目でございますが、最近の収納状況と税環境についてお伺いをいたします。

我が京丹波町の一般税は、令和2年度は前年度に比べ全体で約3.2%の減少、うち町民税が7.6%の減少となっており、特に法人に至っては31.0%も落ち込んだところであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けました。

また、徴収率も全体で94.9%と前年に比べまして1.8%も低下をしており、新型コロナウイルス感染症対策の徴収猶予制度の特例の影響も、大きな要因の一つとなっております。

令和3年度の状況を見ますと、京丹波町の一般税の徴収率は12月現在で85.3%と昨年同期に比べまして1.6%増、感染症の影響を受けなかった元年度同期と比べれば2.2%の減と、まだまだ厳しい状況にあるものの、徐々にではあります、元に戻りつつあるのではと期待を抱かせる部分もございます。今年度も残り少なくなっている中で、滞納案件を預かる当機構の直近の徴収率はどのような状況になっているのでしょうか。また、その結果も踏まえて、機構としては現状の税を取り巻く環境をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。まずはお尋ねをいたします。

2点目でございますが、コロナ禍における徴収案件の特徴についてお伺いをいたします。

機構の徴収の取組の現状につきまして、具体的にお聞きしたいと思っております。令和2年度に実施された徴収の猶予制度の特例により、多額の収入未済金が発生しましたが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症は収束せず、緊急事態宣言が長く発動されるなどの影響により、その一部が当機構へ滞納案件として移管されているとは思いますが、そうした案件の移管状況も含めまして、コロナ禍における滞納案件の特徴的な傾向といったものがあるようであれば、御紹介をいただければと思います。

3点目でございますが、収入未済案件に対する納税者対応についてお伺いをいたします。

コロナ禍にあっても税は納税者間の負担や行政運営の観点から公平・公正な取扱いが重要であり、滞納者の実情は様々だと思っておりますが、基本的に未収金の解消に向けた積極的な取組が求められるものだと考えております。これまでの当機構の滞納整理の取組は、京丹波町の町税の収入状況の数字からも、また住民の納税意識の面においても成果が上がっていると認めるところでございます。機構の滞納整理の取組は、税の公平性や構成団体の財源を確保する上で、その歩みを止めることなく、さらなる推進を図っていただきたいと考えております。

京丹波町自体も納税者に納期内納付をしていただくために、夜間窓口の開設、振替納税やコンビニ納付の推進等と頑張っておりますが、当機構では収入未済の案件に対して、現在、具体的にどのような点を強化をして納税者対応をされているのか、また、払いたくても払えないといった場合も当然あるかと思っておりますが、その際に適用する換価の猶予の実績はどのようになっているのか、併せてお教えをいただきたいと思っております。

4点目でございますが、不納欠損処分案件の状況についてお伺いをいたします。

京丹波町議会では、決算や予算の議案審議において、町税やその他手数料などの税外債権

の不納欠損処分について、町として貴重な財源でございますので、時効を中断する法的措置を徹底して行うなど、不納欠損金の低減に向けた一層の改善を行政側に強く求めているところでございます。

機構に移管された税の滞納案件につきましては、機構が財産調査等を行った上で、不納欠損として処分することが適当なものは、その旨を構成団体に通知されることになると思いますが、不納欠損として判断される事例や、またその判断に至るまでの具体的な作業はどういうものなのかにつきまして、不納欠損の実績も併せてお聞かせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは、当機構の直近の収納率と現状の税を取り巻く環境について答弁申し上げます。

当機構は、徴収業務を本格的に開始してから、ほぼ12年がたとうとしております。この間、納税者の生活状況等を踏まえつつも、差押え、換価、公売といった滞納整理を積極的に行ってまいりました。その結果、機構の収納率は、平成22年度の34.8%から平成30年度の55.2%まで毎年度上昇し、令和元年度でも大口滞納の特殊案件等を除くと前年度を上回る状況でございました。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響し、名実ともに初めて前年度を下回る50.9%となったところでございます。

そして、令和3年度の直近の状況は、1月末で43.1%と前年同時期より1.1%増と上回っておりますが、元年度との比較では1.4%の減となっており、滞納案件における収納面では依然厳しい状況が伺えます。

一方、構成団体の徴収率では、令和3年度12月末で構成団体全体で88.1%と前年度を3.7%上回り、令和元年度比較においても1.4%上回っております。

ただ、構成団体の課税状況を見てみますと、市町村における令和3年度12月末の調定額が全体で令和2年度や令和元年度を下回っており、構成団体ごとに各税目の収収ウエートや地域経済の実勢等に差異はあるとはいえ、よくなっておりません。

国税では、令和3年度の補正後予算額を64兆円程度とし、企業業績の回復などを背景に収収の過去最高であった昨年度をさらに上回るものとし、また京都府でも令和3年度12月末の調定額が令和2年度及び令和元年度と比べて上がっております。

しかし、機構の直近の収納率や法人の収収割合が比較的小さい市町村税の課税状況を見る限り、連合長として、また綾部市長として景気も含めた税を取り巻く環境がコロナ禍前の状況に戻りつつあると判断することは難しく、依然、厳しい状況が続いているものと考えてございます。

今後も社会保障関係費は増加し、また地方が地域社会のデジタル化や脱炭素化の取組を進め、消防、防災の対応を一層強化していくためには、その財源を地方が確保することは非常に重要でございます。当機構としては、法律に基づいた適正な業務執行をこれまでも増し

てしっかり行うことで、構成団体の安定的な財政運営の一助となるよう、引き続き、努力してまいります。

そのほかの質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは、私から現在の滞納案件の動向や収入未済に対する納税者への対応、そして不納欠損処分の状況等につきまして答弁申し上げます。

令和3年度1月末の構成団体から機構への移管額は約137億円で、前年同期に比べ約7億円、5%減少しております。

議員からお話がありました新型コロナウイルス感染症に係る徴収の猶予制度の特例ですが、その適用実績は構成団体の25市町村と京都府を合わせて約64億円ですが、そのうち令和3年度へ繰り越されたものが約48億円となっております。

特例を適用され、令和3年度へ繰り越されたもののうち、猶予期限内に納付されず滞納案件として機構に移管されたものがどの程度あるかにつきましては、移管の手続上、その情報を機械的に機構へ送るといふことにはなっておりませんので、当機構では把握できませんが、移管元の構成団体に現状を確認しましたところ、特例適用の額が多い団体では、特定大手企業が適用を受け、そうした額も含めて大半は猶予期限内に構成団体に納められるとして、滞納案件として機構へ移管される額は極めて小さいとのございました。

こうした状況から特例案件の機構への移管は少ないと思われませんが、納税相談等においては、緊急事態宣言の影響で自営業者や非正規雇用の収入が減少して滞納となっているといった事案も多くあるところをございまして、現場ではこれまでも増して、より丁寧な説明と納税者の状況把握に努めております。職員がこのコロナ禍にあつて対応の経験を積み上げてきておりまして、状況確認の後、徴収が可能と判断したものにつきましては、滞納処分の執行や換価を積極的に行っており、元年度のレベルにはないものの、前年度を超える実績を確保しております。

反対に徴収が難しいと判断したものについては、換価の猶予などの対応を行っており、令和3年度12月末の換価の猶予の適用実績は53人となっております。

次に、不納欠損処分についてですが、処分自体は各構成団体の規定に基づき行われますが、機構としては移管された案件につきまして、不納欠損処分の判断のための情報等を年3回、構成団体に報告しております。不納欠損となり得る例としては、納税者が死亡し、相続人もいないなど、明らかに徴収することが不可能と認められるものもありますが、ほかにも法人関係税や個人事業税など事業に関わる税では、倒産等により代表者や事業主の所在や財産が不明であったり、営業不振で廃業するというもの、また個人住民税や自動車税、軽自動車税など個人に関わる税では、転居先不明や生活困窮により処分できる財産がないといった、現状では滞納額の回収を困難とするものもあります。

こうした案件に対し機構では、所得や資産などの徹底した財産調査等を実施した上で、法的な要件に合うものは早期に滞納処分を停止しております。

ちなみに、令和2年度に機構において不納欠損処分が適当として取り扱ったものは、滞納

処分停止期間が3年を超えたものなど約6億円となっております。機構は滞納者に対して滞納額をできるだけ早期に納めていただくための対応を取組の基本としながらも、資力がないと判断した場合には、例外として不納欠損処分の前提となる滞納処分の停止等をして、期限内に納付された納税者との公平性を確保しております。

以上でございます

○議長（荒巻隆三君） 隅山卓夫君。

○隅山卓夫君 ありがとうございます。丁寧かつ明快な御答弁を賜りましたことに感謝を申し上げたいと思います。

京丹波町におきましては、新たな庁舎が令和3年に完成をし、オープンスペースを設けるなど、町民の憩いの場として、また子どもたちを育む施設として、町民に親しまれる中で活用をいたしております。

ただ、これまで多くのお金を新庁舎に充てておまして、また新型コロナウイルス感染症対策、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や社会保障等への対応も迫られる中で、今後の財政運営は、ますます厳しいものになると考えております。機構は、これまで適切に債権管理を行ってこられ、負担の公平・公正性の観点からの税務行政の推進と構成団体の自主財源の確保に貢献をいただいております。

そして、今、御答弁賜りましたように、コロナ禍であっても納税者が置かれた状況を踏まえつつも、適正な業務執行をされておられることを確認したところでございまして、この姿勢を高く評価するものであります。今後も引き続き、公平・公正な税務行政の推進と構成団体の徴収率向上に寄与していただくことを大いに期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒巻隆三君） 次に、山崎匡君に発言を許可いたします。山崎匡君。

〔山崎匡君登壇〕

○山崎匡君 宇治市議会選出の山崎匡でございます。質問に先立ちまして、一言を述べさせていただきます。

新型コロナ感染症の収束が見えない中、感染拡大を防止するための努力をいただいております府民の皆様には御礼を申し上げますとともに、療養中の皆様にお見舞いを申し上げます。

また、お亡くなりになられた皆様には、謹んでお悔やみを申し上げます。

今議会の開催に当たりまして、職員の皆様並びに通常の業務に当たっておられる皆様の努力に対して敬意を表します。

また、先ほど隅山議員からもありましたように、ロシアのウクライナ侵攻に当たっては、断固とした抗議、また、国際社会が連帯をした取組で早期の収束をする必要があると考えております。ぜひそうなるように、一日も早い政府を挙げた努力を求めていきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、コロナ禍3年目において、過去2年の状況と来年度の見通しについてお伺いをいたします。先ほどの隅山議員の質問でもありましたように、連合長がこれまでの業務の状況など、また、今後の方針も含めてお答えになられていました。コロナ禍で府民の生活、事業が

大きな影響を受けていることは周知の事実でございます。

また、コロナが3年目に入り、現在は、まん延防止等重点措置が延長される下であります。ワクチン接種の3回目も大幅に遅れている中、高齢者の皆様への感染が拡大し、死者は第5波を上回っている状況であります。

府民の命と暮らしを守り、事業活動を支える自治体の役割発揮が求められております。

昨年度は、コロナ1年目で、納税に当たっても特例猶予などとられ、国保の減免などが行われておりました。

また、コロナ2年目となる今年度、さらに影響が大きくなっており、特例措置は実施をされない、そういった状況ではありましたが、通常の猶予の措置がとられる、このような状況になっています。

国保においては、昨年度を基準とした所得の3割減でしか減免措置の対象にならないなど、2019年以前の通常の生活や事業活動ではない厳しさが続いているにもかかわらず、負担が重くのしかかる状況になっています。

そのような状況の下で、このコロナ1年目の昨年度終わり、今年度の状況について連合長の認識を先ほどお伺いいたしましたので、ここでは従来とは違う税機構としての取組が今求められているのではないかという観点で、先ほど法令に従い適正に通常の業務を行って対応されている、こういうことでありましたが、今ほど特段の取組や取扱いが必要な時はないのではないかと考えていますが、その認識について連合長にお伺いをしたいと思います。

次に、事業復活支援金など給付金や貸付金の状況と差押えについてお伺いをいたします。

事業復活支援金や生活総合支援貸付金など御利用されている方がたくさんおられます。この間、持続化給付金が支給をされ、口座に現金があるということで差押えが行われた事例もあったと、さきの議会では答弁がされておりました。現在は、事業復活支援金の申請給付が始まっており、今回も利用される方は相当数出てくることが見込まれています。

また、生活総合貸付金など、コロナ対応での各種貸付を利用された方の返済も始まっております。

この間、徴収業務に当たっては個別の事情を鑑み、丁寧に対応しているとのことでありましたが、今回の事業復活支援金が支給された場合でも、滞納整理に当たっては差押えなどの厳しい処分を事務的に進めることになるのでしょうか。個別丁寧に相談に応じていくことが今後一層求められていると思いますが、業務の進め方についても併せてお聞きをしたいと思います。

次に、税機構職員の経験、研修についてお伺いをいたします。

さきの議会の質問において、機構職員の経験などをお聞きをした際に、約半数が税務業務未経験の職員であると答弁をされておりました。その上で丁寧な対応に努め業務を行っていると言われていましたが、納税者が亡くなり債務を引き継いだ妻、破産をされて納税者ではなくなっているにもかかわらず、納税催告書が送られたという実態がありました。前任者からの引き継ぎができていない、また、次に債務を引き継いだ子へ催告書を送る、こういうことは行ったんですが、子が遠方で事情も分からず元の納税者の妻、この新しく債務を引き継いだ子の母が代理として税事務所に出向いて説明を求めた。しかし、代理者として取り合わず、

説明も受け付けなかった、そのまま帰るといったことになったという事例がありました。

職員の経験が浅く、窓口に来た者の話さえまともに取り扱わないことが散見をされているのではないかと心配がされます。基礎自治体から短期間で入れ替わる職員派遣がその要因だと考えます。納税業務を専門的に行うには、特に納税者の生活や事業の実態をよく聞き対応することが求められている上に、差押えに至るまで、また差押えの解除、職権による換価の猶予などにおいても、押さえた債権の性質なども知らなければ、丁寧な対応はできないと考えます。特に、現在のように、各自治体から派遣職員が短期間で入れ替わる下では、その経験が生かされないのではないのでしょうか。

そこでお聞きをいたしますが、各自治体から派遣されている職員で課長級の方を除き、基礎自治体に入職してから5年未満あるいは3年未満の者がどれぐらいの割合いるのか、また窓口対応に当たって研修とはどんなことをされているのか、お聞きをしたいと思います。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは、コロナ禍にあつての当機構の取組状況と今後の取組のあり方について、答弁申し上げます。

コロナ禍での機構や構成団体の状況につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりであり、依然厳しい状況が続いているものと考えてございます。当機構の具体的な状況につきましては、令和2年度は、コロナ禍において構成団体全体の現年調定額が減少したことなどで、機構への新たな移管額が減少し、また特例猶予を受けた納税者に対して換価猶予等を行ったことなどで、収納率も前年度を下回りました。

令和3年度も1月末時点で移管額は減少し、そして収納率は昨年度より上がったものの、元年度に比べれば下がっておる状況でございます。

今後もこれまでの緊急事態宣言の発出や、現在のオミクロン株の感染拡大に伴うまん延防止措置の発出等により、このコロナ禍の状況はしばらく続くものと考えますが、税の滞納整理に当たっては、個別具体的な実情を十分に把握した上で、関係法令に基づき適切に対応することが重要でありますので、引き続き、構成団体と情報共有を図り、連携を密にしながら適正な業務執行を進め、税務行政の公平・公正の確保に努めてまいりたいと思っております。

そのほかの質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは、私からコロナ対策関連給付金等に係る滞納処分と派遣職員の経験と研修につきまして、答弁申し上げます。

コロナ対策関連給付金等に係る滞納処分ですが、当機構は、給付金等の有無で滞納処分を行っているわけではなく、納税相談等で滞納者の状況を把握し、給付金等も含めた個々の滞納者の資産の動きであったり、またストックの状況を見た上で、給付金等の趣旨を踏まえつつ、滞納処分の執行を判断しているところでございます。

今後も滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に取り組んでまいります。

次に、派遣職員の経験と研修についてであります。

御質問の派遣職員の経歴であります。構成団体に入庁されて3年未満である職員の割合は、全体の1.3%、5年未満では5.2%となっております。

窓口を含む住民等の対応に係る基本的な研修につきましては、職員は各構成団体で受講等をしているものと考えておりますが、機構におきましても税業務の性格上、個人情報取り扱いなどについては万全を期する必要があることから、特に新規派遣職員においては、派遣後、すぐに情報セキュリティの講義を受講させるなどして、情報の取扱いに係る意識高揚を図っているところであります。

ほかにも基礎研修、フォローアップ研修等といった機構内での研修や全国規模の税務研修等も受講させることで、幅広い税知識の習得に努めているところであります。

当機構は税務に特化した組織であり、周囲のベテラン職員の指導を受けながら、実務経験を積むことができますので、比較的短い期間でスキル等の習得が可能であるとともに、職員のこれまでの経験や知識は、機構組織に蓄積されてきているものと考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎匡君。

○山崎匡君 御答弁をいただきました。それでは、再質問をさせていただきます。

府民の生活や事業活動は、コロナ禍で深刻なダメージを受けていることは、皆様、周知のことと思います。東京商工リサーチによりますと、昨年1年間で京都府内で休業や廃業をした企業は847社と、前年に比べて7.2%の増加、長引く新型コロナの影響などで、調査を始めた2000年以降、過去最多を更新したとされ、多くの負債を抱える前に経営を諦めるケースが出ているという分析がされています。

この間、コロナ特例での徴収猶予、今年度の通常の徴収猶予をされた方は多数出ております。そのような中で、複数年分の納税が一度にやってくる、また貸付を利用された方の返済も始まっており、納税と返済が重なり事業が元に戻らないのに負担がより重くなるという事態があることは容易に想像されます。

そこで1点目としてお聞きをいたします。昨年、光永議員の質問でも指摘をされていましたが、今年度の業務、また収納相談の中で、既にそういった事例が出ていると思うのですが、いかがでしょうか。

また、丁寧な相談、適正な業務執行、このようにおっしゃっていますが、税機構のシステムとしてどう対応するかということ、個別案件は非常に重要で、個別対応は私も大変重要だと思っておりますが、そういった状況を鑑みて税機構のシステムとして今後対応することが必要になってくるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2点目、差押えについてお伺いをいたします。

先ほどは口座に入っている給付金等の性質の有無で処分をしているわけではない、このように答弁をされていました。確かに口座に入っているお金の性質は分からないということは、事実としてあります。

ですけれども、事業活動を復活、継続するために支給をされた事業復活支援金が差押えとなれば、これはまさに死活問題だと思えます。

これまでも持続化給付金を差し押えた事例があったと、さきの議会でも答弁をされていました。納税は大変重要なものです。機構の業務は理解をしないわけではございません。ですが、丁寧な相談をしている中で、その事実が分かっても差押えを執行したのであれば、事業継続に支障が出ることは言うまでもないことではないでしょうか。

事務的に差押えをする前段階で、本人から事業復活支援金や生活総合貸付、その他コロナ対策の貸付などを利用された方が申請をすれば、分納額の調整や年度を超えた期間の延長などを認めていくというような、個別対応を超えた独自のシステムを実施するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、職員の問題についてお伺いをいたします。

先ほどの御答弁では、3年未満の職員が1.3%、5年未満の職員が5.2%ということでありました。私は、専門的な税務業務で窓口対応において様々な問題が発生している下では、大変職員の皆さんの経験が浅いのではないかと危惧をしてお聞きをいたしました。

ところが、お答えいただいた数字はそんなに多くなかった。実際には、各基礎自治体に入職をされてから多数の経験を積んでいる。しかし、税機構に派遣をされて、そこで初めて税の業務をするという方が半数を超える、このような状況だということが改めて分かりました。

窓口対応でも問題となる事例は、私も御紹介をさせていただいたり、これまでの議会でも御質問をさせていただいたこともございます。これは、やはり経験があって、だけれども、府民の皆さん、納税者の皆さんへの対応に問題が出てくるということは、研修体制も含めて課題があるのではないかと考えております。

また、現在もまん延防止等の重点措置が延長され継続される中で、各基礎自治体では、コロナ対応に多くの時間と人手を取られております。もちろん、税機構もそうだと思います。保育園や小中学校で、また現在は高齢者介護施設でも感染が拡大する下で、各自治体は住民支援にも多くの職員が動かれ、日常でも職員体制が十分と言えない中、非常時でさらに府保健所に職員を派遣し支援するなど、余裕のない状況になっています。専門性と幅広い知識、丁寧な対応を求められる機構職員が数年で入れ替わるというのは、府民にとっても、各自治体にとっても負担が大きいのではないかと考えます。課税自主権の問題なども鑑みると、本来は機構の存在そのものが問われていることは言うまでもありません。

しかし、現在では、最低限、機構独自で継続して職務に当たれるプロパー職員等が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） まず給付金等の実情について、持続化給付金も過去ありました

けれども、そういった関連の給付金関係の差押え等の件数、実績でございます。

前にも答弁をさせていただきましたように、そういった給付金の入金に使用された口座の預金債権の差押えの事例というものはございますけれども、給付金の有無によって差押えをするという話ではございませんので、そういったものの集約をしていないということで、案件の件数や金額というのは分かりません。先ほど答弁をさせていただいたように、給付金のあるなしというよりも、その方の実情、今の実情をしっかり踏まえる、これは納税相談のところでも個人の情報を得ますし、また財産調査の中でも見させていただきながら判断させていただいているということでございます。

また、そういったものの全ての案件で給付金の関係をシステムに入力しているわけでもございません。必要に応じてシステムに入れる場合もございますけれども、滞納される方については複合的な様々な要因の中で滞納されるということもあり、そうしております。

支援金等の対応自体ですけれども、やはりその方の実情も聞きながら、トータルで滞納処分の判断をさせていただいているということでございます。これについては、基本的に税金は早期に滞納者の方に払っていただく、ただ、事情を見させていただいて、そういった状況にない方については、換価の猶予であったり、執行の停止をするといったことをさせていただくことで、税の公平性を確保させていただいているところでございます。

次に、職員の人材の育成の関係でございます。経験の関係、年数につきましては先ほど答弁させていただきました。実際に、令和3年度につきましては、半分ほど税の経験のない方に入らせていただいておりますけれども、先ほど答弁させていただいたように、研修を重ねることによって、また現場で実務を通した形の中でスキルを上げていっているところでございます。

年数の関係につきましては、基本的に各構成団体との中で、2年または3年の派遣という形にしておりますけれども、必要に応じて構成団体とは派遣期間の延長でありましたり、また過去に機構へ派遣された職員を役職職員として再度派遣をお願いするといったこともやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎匡君。

○山崎匡君 御答弁をいただきました。1回目、2回目と御答弁をいただいた中で、基本的な姿勢というものがあるということですので、その答弁の中身が変わるということではないというのは、私も一定理解をさせていただきます。

ただ、現在コロナ禍という事態の下で、猶予や減免など通常のものからコロナ特例など様々な制度を取り扱う構成団体の窓口での努力と、納税者の方の現年度の状況から判断をして、過年度の滞納分について丁寧な対応が必要となってくるのではないかと考えます。

システムがつながっているということで、情報共有も各構成団体とされているということをお聞きをしているのですが、画面からの情報では分からない納税者の方の状況をつかむのは、やはり窓口での対応に尽きます。それについては個別相談に当たっているということはおっしゃっているわけですが、催告をされて、相談に行かれて、それでも相談の上、自分の状況を説明してもなかなか対応に当たってもらえないという場合も私は聞き及んでいま

す。そういうことから含めても、相談に行って自分の状況をはっきりとお伝えをして、先ほど申し上げたように、事業復活支援金、持続化給付金を利用された、また貸付など様々な制度を利用して、そういった返済も始まってきて大変負担が重くなっている、こういった事情がはっきりするのであれば、そこで特別の対応、それぞれ個別の事例はあったとしても、一定のシステムとして対応ができるような状況を作っておく、制度にしておくということが、今のコロナ禍では求められているのではないかと考えております。ぜひ、そういった部分で業務の進め方についても、また納税業務に当たっても考えていただきたい、検討いただきたいということをお願いをさせていただきます。

また、基本方針にありますとおり、地方税機構の役割というのは非常に限定的で、はっきりしているということから考えますと、職員を派遣するなどで構成団体の業務自身が弱まってしまうということがあってはいけないのではないかと考えます。職員の体制も含めて、コロナ禍が続く通常時とは異なる状況ということも踏まえて、機構独自の取組を行っていただきたいし、プロパー職員の検討も進めていただきたいということを、ぜひ機構のあり方も見直していく必要がある、こういったことも含めて私は考えておりますので、そのことを併せて指摘をさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

どうも御清聴いただきありがとうございます。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第9「第1号議案から第3号議案まで」の3件を一括議題といたします。

○議長（荒巻隆三君） これより議案3件に対する質疑に入ります。

通告がありますので、広垣栄治君に発言を許します。広垣栄治君。

○広垣栄治君 長岡京市選出の広垣栄治です。第1号議案「令和4年度京都地方税機構一般会計予算」について、質疑させていただきます。

長岡京市の国民健康保険料についても、令和3年度から滞納の徴収業務が税機構に移管されました。長岡京市の国民健康保険料の徴収率については、令和4年度1月末の現年で、72.73%、滞納繰越は35.25%となっています。移管される以前の令和3年は72.52%、滞納繰越は23.25%だとお聞きしています。移管されるに当たり、一定の整理を行ったとお聞きしているので、単純に比較することはできませんが、収納率が12%増えていることとなります。業務をどのように進められて収納率が増えたのか、お聞かせてください。

もう1点、このコロナ禍において、令和2年度に猶予を受けた方は、令和3年度猶予期間が過ぎれば、2年分の納税をすることになります。いまだコロナ禍が続いており、猶予を受けた方にも余裕は生まれていない状況です。

総務省からの通知で、「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」とあります。このコロナ禍においても柔軟な対応を総務省のほうから求めています。事業者の方からお聞きすると、国税と比べて地方税の徴収はきついとお聞きしているところですが、通知のように柔軟な対応が今、本当に求められていると思いますけれども、この辺い

かがお考えか、お聞かせください。

○議長（荒巻隆三君） 窪喜業務課長。

○業務課長（窪喜健二君） 広垣議員の御質問に答弁させていただきます。

今年度から長岡京市の国民健康保険料の収納を機構のほうでさせてもらっておりますけれども、当機構のほうの1月末現在での収納率が42.8%と、移管額の4割強を徴収しておるところでございます。

他方、移管を当機構で受けています国保料全体の全市町村の1月末の収納率につきましては、32%となっております、これに比べまして長岡京市の収納率が高いということになってございますけれども、今年度から新たに機構に移管を受けた案件と、既に機構で対応している案件の中におきましては、回収の困難度合いに差があるのかなというところと、当機構の事務所別の収納率を見ますと、乙訓地域におきましては収納率が高い地域ということも影響があるのかなと考えているところでございます。

納税が困難な方の対応ということでございますけれども、これまでの質問にもお答えしておりますとおり、当機構では滞納となっております税につきましては、できるだけ早期に納めていただくことを対応の基本といたしておりますけれども、厳しい納税環境等を踏まえまして、これまでも増して、より丁寧な説明と納税者個々の具体的な実情の把握に努めまして、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 広垣栄治君。

○広垣栄治君 御答弁ありがとうございます。

本当に、このコロナ禍において何とか皆さん支払いたいと思っているけれども、なかなか滞納してしまうという実態があります。そこには本当に寄り添って、丁寧な対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、質疑を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） 次に、議案3件に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、山田千枝子君に発言を許します。山田千枝子君。

〔山田千枝子君登壇〕

○山田千枝子君 向日市議会選出の山田千枝子でございます。ただいま議題となっております第1号議案「令和4年度京都地方税機構一般会計予算」に対する反対討論を行わせていただきます。

その前にウクライナの問題、先ほども話がありましたが、世界情勢でこのウクライナ問題、本当に皆さん心配しております。私もウクライナへのロシアの侵攻、本当に断じて許さない、このことを最初に申し上げておきます。

また、コロナ感染によって亡くなられた方々に対して、心から本当に哀悼の意を申し上げます。そして、いまだ治療中の方々は早く回復されること、病院に入れず自宅療養を余儀なくされておられる方々が2万人以上いらっしゃいますが、きちんと治療が受けられるよう、このことも申し上げておきます。

そして、治療や検査などに関わっておられる医療関係者などの方々に、心からお礼を申し上げます。

まん延防止等重点措置地域などにより京都府はこうなっておりますが、税務、行政及び本会議開催など困難な中、御努力いただいている税機構職員の皆さんに対しても敬意を申し上げます。

コロナ禍が3年目に入り、京都府内では1月からの第6波で連日1,000人以上のコロナ感染者が発生し、構成団体でも議員の中にも出ているということを知っております。今後もまだまだ続く可能性があります。戦後最悪のパンデミックとなり、社会経済に与える影響は大きく、感染症や感染拡大防止のための措置により、多くの事業者の収入が減少している、そういった状況ともなっております。いまだ経済状況は悪化し、これまでの社会や政治のあり方を大本から問うものとなっております。

格差と貧困が一層広がり府民生活は大変となっております。課税、徴収についても生活の実態から見て、より慎重に、丁寧に地方税機構が果たしていくのかも大きく問われています。

まず最初に、令和4年度の歳入歳出予算案の総額は、23億3,279万6千円となっております。

私の1番目の反対理由は、地方税機構の在り方についてです。税機構そのものが収納率を一番の目的とし、そして課税業務と徴収業務のみ任務としているという本質的な問題があるからです。

また、税機構の発足してから12年、この間、構成団体の法人関係税などの課税事務を共同で処理していますが、平成24年度からは法人関係税申告書の受付、税額算定、調査が始まり、平成28年4月からは、原付等を除く軽自動車税申告書類等のデータ作成、平成29年4月からは、自動車関係税申告書等の受付、税額算定、調査など課税事務共同化が行われてまいりました。

また、令和2年度から新たに固定資産税、償却資産の課税事務の共同化が開始され、令和3年度は課税分の申告書等受付、審査、課税データの作成業務が行われております。

課税自主権そのものは、各自治体である構成団体でありながら、賦課、徴収、こういった業務の一部だけを共同で行うということについては、これまでも多くの方々が問題ともされてきましたし、私も同様に考えております。

そして、税務の行政は、地方自治体の根幹を成す、そういった業務です。各自治体住民は、最寄りの自治体での相談が非常に大切です。国民健康保険料をはじめ、住民の健康と命に直結しているので、実態に合った丁寧な課税、徴収業務が必要です。しかし、税機構だけではそのようなになっていないからです。

2番目に、税機構の組織の問題です。質疑にもありましたが、自治体からの職員派遣により、約3年という短期間で職員が入れ替わるということで、基本的に納税者への訪問は行われておりません。

また、自治体からの派遣職員は、半数以上が税務経験がないということも以前言われておりましたし、そのとおりだと思います。税務の吏員や税業務に関わっていた職員でもない派遣された職員が専門性を身につけるのに時間が必要です。優秀な派遣職員の方々ばかりだとは思いますが、秋の税機構の説明会でも私はじめ、他の議員さんも聞いておられましたが、

基本3年の税機構の派遣職員について質疑や意見を述べておられました。派遣職員は3年すれば、次は自治体のどの部署の仕事になるのだろう、3年目にはそのことが頭をよぎっていく、これではスペシャリストは育成できないです。とりわけ、新型コロナの影響が広がっている下で、府民の生活を支えるため、どうしたら生活が再建できるか、親身に相談に乗ったり、関係部署につなぐなど、税機構の職員、市町村の税務担当者に徴税を含むスキルの向上や丁寧な対応が、これまで以上に求められております。

課税業務の拡大と共同化を進めた結果、市町村の負担金は増え続ける一方で、そのうち市町村から税務行政のノウハウが失われ、職員の育成も難しく、総合的な行政を行う自治体の役割の低下となっているという問題は、地方自治の本旨を失いかねないといった状況にもなりかねないからです。

次に、要望を申し上げます。令和4年3月末から返済時期となっていた特例貸付の返済開始時期が、厳しい経済状況が続いており、厚生労働省において、令和5年1月以降と返済期間が延長されました。このことはよかったですと思います。しかし、わずか9か月の返済開始時期の延長では、まだ見通しが立ちません。引き続きの延長を国に働きかけていただきたい。

2番目に徴収猶予についてですが、コロナ禍で地方税などには徴収猶予の特例は少しあります。コロナ禍での影響がまだまだ続く中、早期に徴収猶予特例措置を令和2年の時と同様に行うよう、これも国に強く求めていただくものです。

3番目の要望です。仮に特例貸付である生活福祉資金貸付の緊急小口資金と総合支援資金の返済開始時期が令和5年1月以降から返済することになった場合、返済資金のために、必要な準備金の差押えはしないでいただくよう、これを強く求めます。新型コロナ関連の経営破綻や廃業など、京都府内はかつてない数字であり、まださらに増えると見られます。さらなる市町村とのきめ細かなやり取りで、差押えありきではない対応と、今後の生活の見通しがつく対応をするようにしていただきたいことを要望いたします。

4番目に換価の猶予。これは、先ほど質問もありましたが、向日市でも私も聞いてまいりましたが、この換価の猶予の申請書類、何度もこの税機構でも申し上げておりますが、何も申請用紙はありません。構成団体と連携し、構成団体に申請方法や申請書類を常設することや、また換価の猶予のさらなる拡充を強く求めます。1年半を超えたコロナ禍という未曾有の危機的状況の下で、よりきめ細かく府民に寄り添った総合行政が重要となっています。税機構の構成団体である市町村の税務職員が住民の生活状況を真摯に聞き寄り添うという仕事が、今ほど求められている時はありません。身近な自治体で納税者の権利が守られるよう、税の課税や徴収の相談活動を行えるよう、税機構のあり方そのものを見直すべきであることを申し上げ、反対討論といたします。

なお、議案第2号「令和3年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」につきまして、また議案第3号「京都地方税機構個人情報保護条例一部改正の件」についても、一括で討論させていただきます。

議案第2号、補正予算の増額は、2億3,815万6千円についてでした。これは人件費の増額といった最終の予算になるということです。この増額については反対するものではありませんが、共同化を推進していくことにより、ますます負担が構成団体などにも増えていくこと

や、税務吏員でない派遣職員で、しかも基本3年派遣では地方自治体の根幹である税務を共同し広げていくこと、そのものには問題があることを指摘し、第2号議案については賛成とさせていただきます。

議案第3号は、デジタル化の法改正に伴うものだと考えます。今回は、文言修正のみとなっております。本格的には来年度に府個人情報保護条例改正と一体に行われる予定だと考えます。現在、府議会でも個人情報保護条例が議会提案されております。来年度の本格改正で、デジタル化を利用してあらゆるデータを集積しながら、行政が持つ膨大な個人情報を企業などが利活用しやすい仕組みにしようというための部分文言修正のため、この議案第3号の条例につきましては反対とさせていただきます。

以上で、私の討論を終わらせていただきます

○議長（荒巻隆三君） 次に、上辻亨君に発言を許します。上辻亨君。

〔上辻亨君登壇〕

○上辻亨君 伊根町議会選出の上辻亨でございます。本定例会に上程されております「令和4年度京都地方税機構一般会計予算」、「令和3年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」、「京都地方税機構個人情報保護法条例一部改正の件」の3件につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が発生して約2年が過ぎ、現在はオミクロン株の感染が全国的に急拡大したことから、まん延防止等重点措置が適用され、医療現場の逼迫を避け社会機能の維持を図ろうとされていますが、依然、毎日多くの発症者が出ており、その動向を日々注視しなければなりません。住民や事業者の皆様には、引き続き、気を緩めず基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、行政、議会等にあたっては、感染防止拡大の対応をしっかり行っていかなければなりません。

我が伊根町では、3回目のワクチン接種を行政や医療従事者等の知恵と工夫で、対象者の大半の接種を終えたところでありますが、各地方自治体は関係者と連携して、療養者支援など住民対応の体制整備に取り組む必要があります。

また、この長引くコロナ禍の状況は、生活様式や働き方等において新しいスタイルを生み出し、併せてデジタル化も急速に進めていかなければならないといった社会情勢の変化をもたらしています。

そうした中で、国は自治体DX推進計画を作成し、これに基づき、各地方自治体は税を含む情報システムの標準化、共通化や行政手続のオンライン化といった対応を進めていくこととなります。

そして、近年、自然災害は激甚化、頻発化し、京都府の北部においても昨年夏は台風9号から変わった温帯低気圧が日本海を発達しながら通過したことで、伊根町でも暴風雨による停電などが発生し、その翌週も秋雨前線豪雨によって国道178号線が閉鎖されるといったことがありました。

こうした自然災害に対しても、地方自治体はハードとソフトの両面の防災対策を講じていかなければなりません。

加えて、人口減少社会の到来も深刻であり、伊根町は人口約2,000人、高齢化率45%と人

口減少と少子高齢化が顕著な町で、町においてはふるさと納税も活用しながら、定住促進や少子高齢化対策、福祉、教育の充実などに重点的に取り組んでいるところであります。

こうした状況は、伊根町のみならず、他の多くの地方自治体が程度は違えど同じ悩みを抱いているところでありまして、そのための対応を継続的に、そして今以上に行っていく必要があります。

このように地方自治体は厳しい財政状況の中で、感染症対策をはじめ、地域住民の生活にとって必要な諸対策を安定的、持続的に進めていくために、その財源を確保することが非常に重要となっており、根幹となる税収の確保については、当機構において今後も鋭意御努力をいただきたいと大いに期待をしております。

本定例会に上程されている第1号及び第2号の予算議案では、機構の業務運営において必要な経費が計上され、また第3号の条例改正議案は、機構の業務推進に必要なものでありますので、これら全ての議案が適切なものとして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、討論を終結いたします。

○議長（荒巻隆三君） これより、議案3件について採決に入ります。

採決は1件ずつ、3回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「令和4年度京都地方税機構一般会計予算」の採決に入ります。採決は挙手により行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「令和3年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構個人情報保護条例一部改正の件」の採決を行います。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、令和4年2月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 荒 卷 隆 三

会議録署名議員 乾 秀 子

同 松 本 俊 清